

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 8月 4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25 件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系循環ポンプ（B）の軸受部（カップリング側・反カップリング側）より潤滑油のにじみ及び床面への滴下が認められたため、対応検討	D	
2	2号機	弁グランド漏えい処理系温度記録計の外側主蒸気隔離弁（D）の温度指示値に温度検出器の動作不良と思われる指示値不良が認められたため、当該温度検出器を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉建屋地階高圧注水系ポンプ室上部の配管壁貫通部の配管サポート取付ボルト部より地下水のにじみが認められたため、当外部を点検・修理	D	
4	2号機	主要変圧器側ケーブル洞道入口扉に鍵の破損が認められたため、当該扉を修理	D	
5	3号機	計算機室換気空調系局所空調機（B）のドレン配管ファンネルより水（結露水）のオーバーフローが認められたため、当該ドレン配管およびファンネルを点検・清掃	D	
6	4号機	直流電源設備直流125v蓄電池（A、B系）点検において、蓄電池電槽の上蓋にひび割れ（A系：12セル（全60セル）、B系：2セル（全60セル））が認められたため、対応検討。なお、蓄電池性能確認結果は問題なし	C	
7	4号機	過渡現象記録装置に誤動作による自動起動（起動信号：高圧注水系タービン速度高）が認められたため、当該過渡現象記録装置を点検	D	
8	4号機	補機冷却海水系の屋外配管サポートに腐食が認められたため、当該サポートを点検・修理	D	
9	4号機	タービン建屋換気空調系常用冷却系冷凍機（A）入口弁のグランド部よりリーク（にじみ程度）が認められたため、当該グランドを点検・修理	D	
10	4号機	タービン建屋換気空調系常用冷却系冷凍機（C）入口弁のグランド部よりリーク（にじみ程度）が認められたため、当該グランドを点検・修理	D	
11	5号機	潤滑油タンクベント配管の屋外配管サポートに腐食が認められたため、当該サポートを点検・修理	D	
12	5号機	所内ボイラ建屋換気空調系冷却装置に冷媒不足によると思われる出口圧力および入口圧力の低下が認められたため、当該冷凍機を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	原子炉建屋の位置表示板2箇所（北東の中地下・北西の中地下）に脱落及び破損が認められたため、当該表示板を修理	D	
14	5号機	重油タンク出口ストレーナ切替弁のグランド部にリーク跡が認められたため、当該グランドを点検・修理	D	
15	5号機	復水脱塩装置樹脂槽再生済樹脂出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	5号機	取水電源室換気空調系局所空調機（A）にドレン配管の詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
17	6号機	低圧炉心スプレイ系ポンプ用電動機の軸受冷却水出口流量計のドレン配管取付部にリーク（にじみ程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	6号機	原子炉冷却材浄化系の原子炉圧力容器炉底部ドレン温度計に指示値不良が認められたため、温度検出器を点検・修理	D	
19	6号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備用補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ差圧検出配管のサポートに腐食が認められたため、当該サポートを点検・修理	D	
20	6号機	非常用ディーゼル発電設備（A）用補機冷却海水系希釈配管のサポートに腐食が認められたため、当該サポートを点検・修理	D	
21	集中環境施設	廃液乾燥固化系貯槽再循環ブロウ（C）出口流量計に指示不良が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
22	集中環境施設	換気空調系所内蒸気エリア送風機（B）に出口風量スイッチに動作不良が認められたため、当該風量スイッチを点検・修理	D	
23	集中環境施設	高温焼却設備125v高温焼却炉常用充電器盤電圧計に切替スイッチの動作不良（接点の接触不良）による指示値不良が認められたため、当該切替スイッチを点検・修理	D	
24	集中環境施設	洗濯廃液再循環ポンプ（B）軸封部シール水出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
25	集中環境施設	洗濯廃液収集ポンプ（B）出口配管の排水において、ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで